

## 沿道建築物耐震補強設計支援（平成30年度までに着手）

対象建築物	東京都防災・建築まちづくりセンターの認める耐震診断の結果、倒壊の恐れ有り判断された建築物	
対象者	・建築物の所有者(共有の場合代表者) ・分譲マンション管理組合等	
助成額の計算方法		
助成対象費用	助成限度額	
以下(1)(2)いずれか小さい額以内 (1) 実際に耐震補強設計に要する額 (2) イからハの合計額 イ 延べ床面積1,000㎡以内の部分 5,000円/㎡以内 ロ 延べ床面積1,000㎡～2,000㎡の部分 3,500円/㎡以内 ハ 延べ床面積2,000㎡を超える部分 2,000円/㎡以内	助成対象費用が 300万円以下の場合	助成対象費× <u>5/6</u>
	助成対象費用が 300万円を超え 600万円以下の場合	助成対象費× <u>1/2</u> + <u>100万円</u>
	助成対象費用が 600万円を超える場合	助成対象費× <u>1/3</u> + <u>200万円</u>
その他	補強設計の内容については第三者機関による評定書が必要です。評定費用も耐震補強設計費用助成の対象です。	
評定とは	建築物の耐震診断が適切に行われていることを、第三者機関が検査することです。	
認定について	改修にともない、建ぺい率や容積率の緩和を受ける場合は認定などの手続きが必要です。	

## 沿道建築物耐震改修支援（平成30年度までに補強設計に着手） 建替え・除却（平成30年度までに着手）

対象建築物	東京都防災・建築まちづくりセンターが認める耐震診断の結果、倒壊の恐れ有り判断された建築物		
対象者	・建築物の所有者(共有の場合は代表者) ・分譲マンション管理組合等		
助成額の計算方法			
助成対象費用	助成限度額		
以下(1)(2)(3)いずれか小さい額以内 (1) 実際に耐震改修、建替えまたは除却に要する額 (2) 50,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり5億300万円以内(マンションにあっては、49,300円/㎡以内かつ1棟あたり4億9,300万円以内)。ただし免震工法等特殊な工法による場合は、上記50,300円/㎡を82,300円/㎡と読み替える。なお住宅(マンションを除く)にあっては、上記50,300円を33,500円と読み替える。 (3) 建替えまたは除却にあっては、耐震改修に要する費用	延べ床面積5,000㎡以下の部分	助成対象費用が 3,750万円以下の場合	助成対象費× <u>5/6</u>
	延べ床面積5,000㎡以下の部分	助成対象費用が 3,750万円を超え 7,500万円以下の場合	助成対象費× <u>1/2</u> + <u>1,250万円</u>
	延べ床面積5,000㎡を超える部分	助成対象費用が 7,500万円を超える場合	助成対象費× <u>1/3</u> + <u>2,500万円</u>
	延べ床面積5,000㎡を超える部分	助成対象費× <u>1/6</u> (延べ床面積5,000㎡以下の部分で算出された限度額に加算する)	
※延べ床面積が5,000㎡を超える建築物の助成限度額については、助成対象費用を面積按分により5,000㎡以下の部分と5,000㎡以上の部分に分け、それぞれの助成限度額計算を行ったものを合計します。			

## ※耐震診断の結果Is値0.3未満の建築物を耐震改修する場合の加算

助成対象費用	助成限度額	
耐震改修費用の面積単価と、75,450円/㎡(住宅・マンションにあっては、73,950円)のいずれか小さい額から50,300円/㎡(住宅・マンションにあっては49,300円)を引いた額に延べ床面積を乗じた額	延べ床面積5,000㎡以下の部分	助成対象費× $\frac{1}{6}$ +2,000円
	延べ床面積5,000㎡を超える部分	助成対象費× $\frac{1}{12}$

※延べ床面積が5,000㎡を超える建築物の助成限度額については、助成対象費用を面積按分により5,000㎡以下の部分と5,000㎡以上の部分に分け、それぞれの助成限度額計算を行ったものを合計します。

※実際の改修工事費の面積単価が、50,300円/㎡(住宅・マンションにあっては49,300円/㎡)を超えない場合は、加算の対象外です。

※免震工法等の特殊工法を採用し、通常の耐震改修助成における助成対象費用の算出において面積単価82,300円/㎡、住宅(マンションを除く)にあっては、33,500円/㎡を採用した場合は、加算の対象外です。

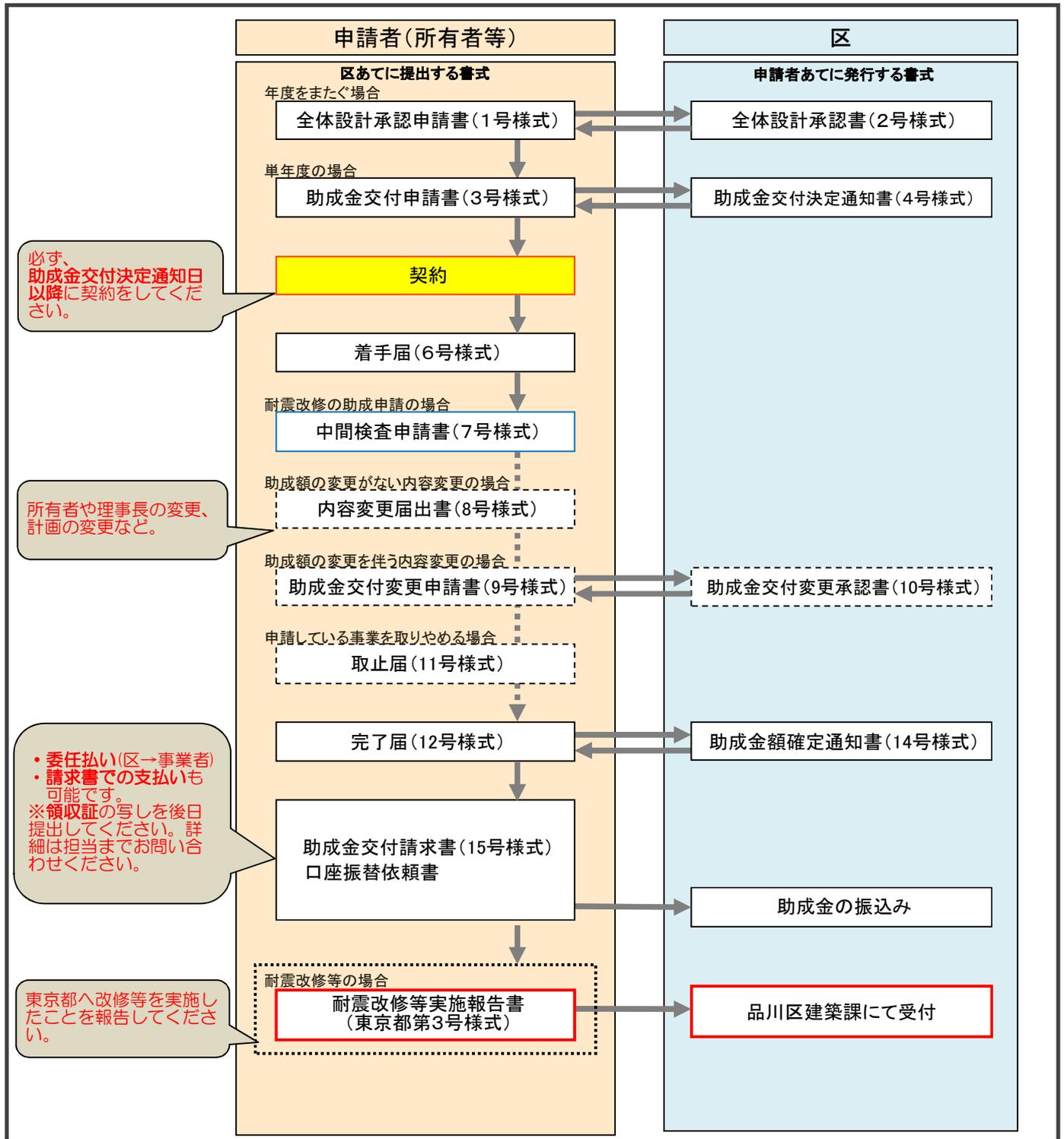
※通常の耐震改修助成における助成対象費用が5億300万円(住宅・マンションにあっては4億9300万円)となっている場合は、加算の対象外です。

※上記の条件より延べ床面積10,000㎡を超える建築物は、加算の対象外です。

## 国からの直接補助について

<b>対象建築物</b>	東京都防災・建築まちづくりセンターが認める耐震診断の結果、倒壊の恐れ有りと判断された建築物		
<b>対象者</b>	建築物の所有者（共有の場合は代表者） 分譲マンション管理組合等		
<b>助成額の計算方法</b>			
	<b>助成対象費用</b>	<b>補助率</b> $A = \frac{\text{区の助成額}}{\text{助成対象費用}}$	<b>助成限度額</b>
<b>補強設計</b>	実際に補強設計に要する費用	以下（1）（2）いずれか小さい方 （1） $\frac{A}{4}$ （2） $\frac{1}{6}$	助成対象費用×補助率
<b>改修工事等</b>	以下（1）（2）（3）いずれか小さい額以内 （1）実際に耐震改修、建替えまたは除却に要する額 （2）50,300円/㎡に延べ床面積を乗じた額かつ1棟当たり5億300万円以内(マンションにあっては、49,300円/㎡以内かつ1棟あたり4億9,300万円以内)。ただし免震工法等特殊な工法による場合は、上記50,300円/㎡を82,300円/㎡と読み替える。なお住宅(マンションを除く)にあっては、上記50,300円を33,500円と読み替える。 （3）建替えまたは除却にあっては、耐震改修に要する費用	以下（1）（2）いずれか小さい方 （1） $\frac{A}{10}$ （2） $\frac{1}{15}$	
<b>その他</b>	国の直接補助を申請する場合は、区の助成金の申請より前に行う必要があります。申請は区が窓口となりますので、詳細は耐震化促進担当にお問い合わせください。		

## 申請手続きの流れ



## 耐震化に関する相談窓口

<b>全般相談</b>	財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター	TEL 03 - 5466 - 2064
<b>協定団体</b>	一般社団法人 東京都建築士事務所協会 (TAAF)	TEL 0120 - 828 - 331
	社団法人 日本建築構造技術者協会 (JSCA東京)	TEL 03 - 5643 - 6181
	特定非営利活動法人 耐震総合安全機構 (JASO)	TEL 03 - 6912 - 0772
<b>その他 助成制度全般</b>	品川区都市環境部 建築課 耐震化促進担当 〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎6階 TEL : 03 - 5742 - 6634 FAX : 03 - 5742 - 6898	